

大阪府農協健康保険組合並びに勤務先事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

大阪府農協健康保険組合理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。大阪府農協健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、勤務先事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 勤務先事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、勤務先事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

○内科診察

- ・問診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査

○身体計測

- ・身長、体重、腹囲、BMI

○視力・聴力検査

○胸部X線

○喀痰検査

○血圧測定

- ・収縮期、拡張期

○心電図検査

○尿検査

- ・蛋白、糖

○血清検査

- ・クレアチニン（e-GFRによる腎機能の評価も含む）

○肝機能検査

- ・GOT、GPT、 γ -GTP

○血中脂質検査

- ・血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL - コレステロール、LDL - コレステロール

○血糖検査

- ・空腹時血糖、HbA1c、随時血糖（食後3.5時間以上経過）

○貧血検査

- ・赤血球、血色素量、ヘマトクリット

○眼底検査

○上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

※定期健康診断項目および特定健康診査項目とする。

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・大阪府農協健康保険組合 保健事業担当者、保健師、事務長
- ・勤務先事業所 健康管理委員、事務担当者、産業医

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・勤務先事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・当組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、勤務先事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、対象者を抽出して当組合保健師による保健指導等を実施します。また、健診データを分析し、健康教育・コラボヘルスに活用します。

5. 健診データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

- ・大阪府農協健康保険組合 大阪府大阪市中央区高麗橋3-3-7
理事長 内本 直哉
管理責任者 常務理事